

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉法の規定に基づき、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下、「内閣府令」という。)により条例で定めることとされている「世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について、今般、内閣府令が改正され、また、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の改正が予定されているため、本条例の一部を改正する条例案を、令和7年第1回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

(1) 栄養士等の配置について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)により、栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となった。

これに伴い、本条例において、「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加する。

(2) 一体的な支援の環境整備について

内閣府令の改正に伴い、令和5年4月より、児童発達支援事業所が併設している認可保育施設等と同一施設内で保育や療育を行う場合、両施設特有の設備・専従の人員の共有・兼務が可能となった。

一方認証保育所においては、併設している児童発達支援事業所と特有の設備・専従の人員の共有・兼務ができなかったところ、認可保育施設等と同様に一体的な保育や療育を行うことが可能となる都条例の改正が予定されている。

これに伴い、本条例において、児童発達支援事業所と認証保育所が交流する際、障害児の支援に支障がない場合に限り、特有の設備・専従の人員の共有・兼務が可能となるよう、職員の配置基準等の改正を行う。

3 改正案

別紙 新旧対照表(案)のとおり

4 施行予定日

令和7年4月1日

5 今後のスケジュール(予定)

令和7年2月 令和7年第1回区議会定例会(改正条例案の提案)

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第27号 改正 令和2年3月4日条例第9号 令和3年3月9日条例第13号 令和3年6月25日条例第34号 令和4年3月7日条例第10号 令和5年3月6日条例第12号 令和5年6月27日条例第44号 令和6年3月5日条例第17号 令和7年3月●日条例第●号 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 目次（略） 第1条～第4条（略） （従業者の配置の基準） 第5条 第1項～第3項（略） 4 第1項の規定にかかわらず、保育所、 <u>家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは認証保育所（法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものをいう。以下同じ。）</u> に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している	○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第27号 改正 令和2年3月4日条例第9号 令和3年3月9日条例第13号 令和3年6月25日条例第34号 令和4年3月7日条例第10号 令和5年3月6日条例第12号 令和5年6月27日条例第44号 令和6年3月5日条例第17号 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 目次（略） 第1条～第4条（略） （従業者の配置の基準） 第5条 第1項～第3項（略） 4 第1項の規定にかかわらず、保育所 若しくは 家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者につ

改正後	改正前
児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	いては、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
第6条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者	第6条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) <u>栄養士</u> (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者
第2項～第3項 （略）	第2項～第3項 （略）
4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、保育所、<u>家庭的保育事業所等若しくは認証保育所</u>に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、保育所<u>若しくは</u>家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
第7条～第9条 （略）	第7条～第9条 （略）
第10条 第1項～第3項 （略）	第10条 第1項～第3項 （略）
4 第1項及び第2項に規定する設備は、専らその指定児童発達支援	4 第1項及び第2項に規定する設備は、専らその指定児童発達支援

改正後	改正前
の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設<u>又はこれに類する施設として規則で定めるもの</u>の設備と兼ねることができる。 第11条～附則　（略） 附　則（令和7年●月●日条例第●号） この条例は、令和7年4月1日から施行する。	の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。 第11条～附則　（略）